

自己負担限度額等の一覧

区分	一部負担金の割合	自己負担限度額	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯)
現役並みの所得がある方	特例基準額以上	3割	44,400円
	特例基準額未満	3割 自己負担限度額「一般」適用	12,000円
一般受給者の方		1割	12,000円
低所得の方(注1)	(住民税非課税世帯の方)	1割	24,600円
	(住民税非課税世帯で、控除後の所得が0円の方)		15,000円

注1 住民税に係る経過措置対象者と同一世帯の非課税者については、低所得の自己負担限度額(個人)を適用します。また、住民税に係る経過措置対象者と同一世帯の老齢福祉年金受給者および経過措置対象者である老齢福祉年金受給者については、低所得の自己負担限度額(個人)を適用します。

「3割」を「1割」に変更できる場合  
 同一世帯の老人医療受給者および70歳以上の方の前年の「収入額」の合計が基準収入額以下の場合です。ここでいう「収入額」とは、必要経費や控除等を引く前の金額(株や不動産は売却額)の合計になります。

自己負担限度額を変更できる場合も  
 基準収入額を超えている方で、収入額が次の範囲内の場合、負担割合は「3割」のままですが、自己負担限度額が一般の方と同額に抑えられます。手続きの方法等は、基準収入額適用申請と同様です。認められる「自己負担限度額」「一般適用」という表示が追加された医療受給

# 老人医療受給者の方へ

詳しくは保険年金課高齢者医療係 ☎470・7846へ。

老人医療の負担割合は毎年8月に見直し  
 昭和7年9月30日までに生まれた方で、65歳以上で障害のある一部の方がお持ちの老人医療受給者証に表示されている「一部負担金の割合」は、毎年8月1日で住民税の課税

現在自己負担が「1割」の方  
 【19年度の課税所得が145万円未満の場合】引き続き「1割」の医療受給者証をお使いください  
 【19年度の課税所得が145万円以上の場合】負担割合が「3割」となるため、新しい医療受給者証を郵送します。

現在自己負担が「3割」の方  
 【19年度の課税所得が145万円未満の場合】負担割合が「1割」となるため、新しい医療受給者証を郵送します

現在自己負担が「3割」の方  
 【19年度の課税所得が145万円以上213万円未満の場合】負担割合は「3割」のままですが、自己負担限度額が一般の方と同額に抑えられます。自己負担限度額「一般適用」という表示が追加された医療受給者証を郵送します

現在自己負担が「3割」の方  
 【19年度の課税所得が145万円以上213万円未満の場合】引き続き「3割」の医療受給者証をお使いください

所得(市民税・都民税納税通知書の「課税標準額」各欄の金額の合計)により定期判定され、負担割合が変更になる方には新しい負担割合を表示した老人医療受給者証を7月未だに郵送します。新しい医療受給者証が届いた場合は、今まで使用していた老人医療受給者証を速やかに保険年金課高齢者医療係(市役所1階)へ直接持参または郵送で返却し、絶対に使用しないようご注意ください。



## 愛のひと声運動 青少年健全育成の呼びかけにご協力を



もつすぐ夏休みです。子どもたちは心身共に生き生きとし、行動範囲も広がります。しかし、ちょっとした夏の強調期間として「愛のひと声運動」を実施します。この運動は、各中学校地区青少年健全育成協議会、PTA連合会をはじめ、関係29団体で実施委員会を組織し、各中学校地区単位実行委員会が街頭活動や啓もう用ポスター等により、青少年の健全育成を呼び掛けるものです。地域の皆さんの参加・協力があってこそ、成果を上げることが出来ます。身近なところで励ましやねぎらいの言葉、時には注意の言葉など、愛のひと声をお願いします。詳しくは子育て支援課子育て支援係 ☎470・7736へ。

【19年度の課税所得が145万円以上213万円未満の場合】負担割合は「3割」のままですが、自己負担限度額が一般の方と同額に抑えられます。自己負担限度額「一般適用」という表示が追加された医療受給者証を郵送します



《事前に電話でご予約を》

相談名	相談日時	相談員	予約開始日等	会場
法律相談	1日・8日 15日・22日	弁護士	7月26日(木) 8月9日(木)	市役所2階相談室
交通事故相談	22日(水)午後1時から	弁護士	8月16日(木)	
経営相談	平日の午前10時～午後4時	市商工会経営指導員	前日までに東久留米市商工会 ☎471・7577	東久留米市商工会館
女性の悩みごとの相談	6日・13日 20日・27日	女性カウンセラー	7月23日(月) 8月6日(月)	男女平等推進センター
女性弁護士による法律相談	3日(金)午前9時半～午後零時半	女性弁護士	7月20日(金)	
耐震相談	8日(水)午後2時～5時	東久留米建築設計協会	前日までに同協会事務局・桑原建築設計事務所 ☎476・1515	市役所1階屋内ひろば
教育相談室	火曜～土曜日	教育相談員	中央相談室 ☎473・3667 (成美教育文化会館内教育センター)	
	月曜～金曜日		滝山相談室 ☎475・8909 (西中学校隣)	
母子相談	開庁日	母子自立支援員	子育て支援課 ☎470・7736	

## 8月のお気軽に無料相談

《直接会場へどうぞ》

相談名	相談日時	相談員	会場
知的障害者相談	8日(水)午前10時～正午	知的障害者相談員	市役所1階相談室
身体障害者相談	10日(金)午前10時～正午	身体障害者相談員	
心身障害者(児)相談	24時間随時 ☎477・2711	さいわい福祉センター指導員	さいわい福祉センター
動物なんでも相談	17日(金)午後1時半～2時半	獣医師	市役所1階屋内ひろば
職業相談	開庁日の午前9時～午後5時	ハローワーク三鷹職員	市役所6階ワークコーナー
住宅増改築相談	9日(木)午前10時～午後4時	市住宅増改築等幹事事業登録団体協議会	市役所2階相談室
消費者相談	平日の午前10時～午後4時 電話相談も ☎473・4505	消費生活相談員	生活文化課(市役所2階)
電話なんでも相談(東久留米市社会福祉協議会)	月曜・水曜・金曜日の午前10時～午後4時 ☎474・4294	市民ボランティア相談員	東久留米市社会福祉協議会

《訪問します》

相談名	訪問希望の方は健康課 ☎477・0022	助産師	ご自宅
妊婦訪問相談			

東京都でも、交通事故相談 ☎03・5320・7733 やヤミ金被害者相談 ☎03・5320・4727 を行っています。予約制でなく当日受け付けのため、詳しくはお問い合わせを。